

利益相反規定（法第 31 条）について（論点整理）

1. 現行制度の概要

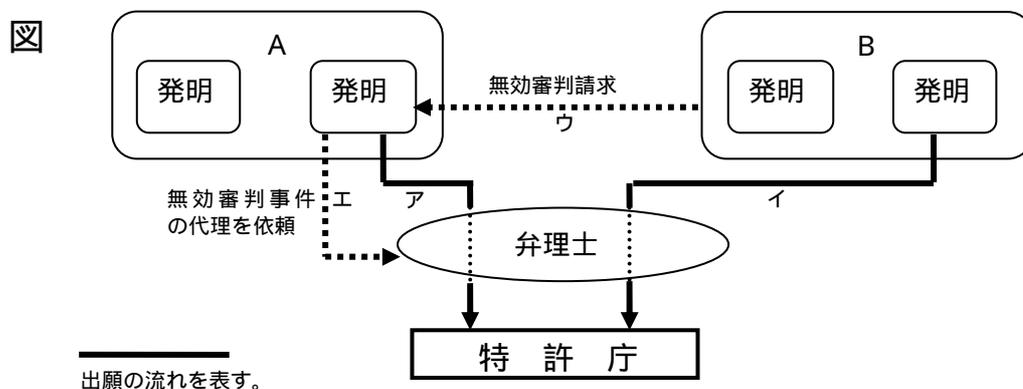
弁理士法第 31 条の趣旨は、依頼者の利益保護及び弁理士の品位保持の観点から、弁理士に対して業務を制限すべき事件を規定しているものである。このうち、同条第 3 号は、弁理士が代理している事件の相手方からの依頼による他の事件を取り扱うことを禁止している。これは、受任している事件の依頼者の利益保護を図ることを主目的とした規定であり、公平に業務を遂行したとしても、その業務の公平さが疑われかねない行為となるため禁止されている。ただし、依頼者の利益保護を図ることを主目的とした規定であるため、依頼者が同意すれば相手方からの依頼による他の事件を取り扱うことができる。

2. 問題の所在

(1) 当事者対立構造をとる事件受任前から受任している事件の取扱いについて

弁理士が出願人 A と出願人 B 双方から継続的に手続代理を受任している状況で、出願人 B が出願人 A を相手とする無効審判を請求し、出願人 A が無効審判について、この弁理士に代理を依頼し、これを受任した場合、出願人 B から新たな出願の手続代理を受任することは元より、当該事件の受任前から受任していた出願人 B の出願代理についても出願人 A の同意がない限り取り扱うことができないと解されている。

当事者対立構造をとらない事件を取り扱うことが多い弁理士の業務実態を考えると、当事者対立構造をとる事件の受任前から継続受任中の当事者対立構造をとらない事件又はそれから派生する事件についての業務を行うことができなくなることは合理的でないのではないかとの指摘がある。



(2) 弁理士業務に固有の問題点(当事者対立構造をとらない業務)

当事者対立構造をとらない業務については、法第31条第3号に抵触しないが、同一の技術分野又は競争関係にある製品についての特許出願等を別々の依頼人から同一の弁理士がそれぞれ受任した場合、一方の企業の秘密が他方に漏洩するのではないかと問題がある。

3. 論点

- 当事者対立構造となる事件の受任前から継続して受任している相手方の事件又はこれから派生する諸手続については、依頼者の同意がなくても、当該事件の受任後においても引き続き手続代理ができると考えることは適当か否か。
- 当事者対立構造をとらない業務についての利益相反(同一の技術分野又は競争関係にある製品についての特許出願等を別々の依頼者から同一の弁理士がそれぞれ受任すること)についても法律において禁止すべきか否か。

4. 議論の整理

(1) 当事者対立構造をとる事件受任前から受任している事件の取扱いについて委員の意見

- 当事者対立構造となった後に以前から受任している相手方の事件を継続できるかの問題でなく、そもそも当事者対立構造となり得る事件を受けると自体が問題ではないか。
- 最終的に利益相反の禁止に当たるとしても、当事者の同意があれば許されるなら、問題にならないのではないか。
- 利益相反に関して、少なくともガイドライン等で厳しく規制していただきたい。
- 当事者対立構造の事件を受任する際に、その相手方と以前から仕事を受けている場合は、通常弁理士はその仕事を継続しながら当該事件を引き受けるということはしていないのが実態。

(2) 当事者対立構造をとらない業務について

委員の意見

- 専門の弁理士が少ない分野においては、競争関係にある企業を受け持っている弁理士に依頼せざるを得ないことから、明確に禁止されてしまうと頼むところなくなる。
- 「当事者対立構造」という基準は非常に不明確であり、この文言で分けることは法文上好ましくない。
- 依頼者は当初、業態が違って段々似通ってくることもあるので、今の運用どおり、弁理士会で定めるガイドラインに従って、疑義がある場

合には、きちんと依頼者の同意を得る運用が望ましい。

- A社もB社も同じ弁理士に頼んでいることを知らない状態にある場合については、何らかの対応が必要ではないか。
- 複数の会社から代理を受任する場合は、今後、利害対立が起きる可能性が高いことを覚悟しつつ、内部的な守秘義務を明確にすれば良いのではないか。

5. 対応の方向

(1) 当事者対立構造をとる事件受任前から受任している事件の取扱いについて

特許出願等の手続きは、権利取得まで数年を要するとともに、その内容も熟知する必要があることから、仮に当事者対立構造をとる事件を弁理士が受任する場合に、当該事件の受任前から受任している当該事件の相手の出願代理等について、当該事件の依頼者の同意がなかった場合にその弁理士が継続して行えないことは、出願人にとっての利益が損なわれるとの意見がある。

しかしながら、依頼者の利益保護、弁理士の品位保持、依頼者と弁理士との信頼関係の保護という利益相反規定の趣旨を踏まえれば、そのような場合に継続して代理業務を行うことはできず、その依頼者の同意があれば許されるとする従来の考え方が自然であり、むしろ、そのような状態にある場合、当事者対立構造をとる事件をそもそも受任すべきではないとの見方すらある。

したがって、当事者対立構造をとる事件を受任する場合には、その相手方から受任していた業務については依頼者の同意がない限り継続することができないとする従来の解釈を維持することが妥当と考えられる。

(2) 当事者対立構造をとらない業務について

同一技術分野又は競争関係にある製品についての特許出願等を異なる依頼者からそれぞれ受任するといったような当事者対立構造をとらない業務の利益相反の禁止については、日本弁理士会が定める弁理士倫理ガイドラインで例示として禁止されているが、現在の弁理士法上は規定されていないことから、それを法律上明確化すべきとの指摘がある。

他方、そのような規定を法律において定める場合、同一技術分野又は競争関係にある製品についての範囲を明確にすることが前提であるがそれは困難であること、また、弁理士の数が少ない地方や専門の弁理士が少ない分野においては、同一技術分野等の出願を異なる依頼人から受任せざるを得ない実態があることを踏まえれば、法律で一律に規定することは難しいと考えられる。

したがって、この問題はその性質上、弁理士倫理と密接な関係を有することから、日本弁理士会において利益相反事件を類型化する等の整理も含め、現行の例示的な規定しかない弁理士倫理ガイドラインをユーザー側の意見も

十分に踏まえ大幅に見直し、会としての見解を明確にすること、紛争を避けるために当事者の同意を得ること、また、当事者の同意がある場合にも守秘義務の厳守を徹底すること等の対応も図っていくことが必要ではないかと考えられる。